

岩国短期大学における公的研究費に関する行動規範

岩国短期大学は、建学の精神「楽学」に則って、国家社会の有為な形成者にふさわしい一般教養と、専門的職業に重点を置く高度な知性とを修得させ、国家の福祉と人類文化の創造発展に貢献することのできる心身ともに健全な人物を育成することを目的としている。

本学の教職員は、この目的を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、公的研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する。

1. 教職員は、研究の実施及び公的研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規程並びに使用ルールを遵守し、適正に行う。
2. 教職員は、公的研究費が国民の税金などによるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 教職員は、個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動する。

岩国短期大学における公的研究費に関する誓約書

私は、岩国短期大学における公的研究費に関する行動規範について、建学の精神「楽学」に則って、国家社会の有為な形成者にふさわしい一般教養と、専門的職業に重点を置く高度な知性とを修得させ、国家の福祉と人類文化の創造発展に貢献することのできる心身ともに健全な人物を育成する目的を達成するためのあらゆる行動において、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、公的研究費の管理、使用にあたっては次の事項に十分留意する以下の事項を遵守し、適正に取り扱い、行動規範に反する行為は一切致しません。

この誓約に違反した場合には、本学就業規則第 49 条従って懲戒処分を受けることに異議ありません。

記

- 1 研究の実施及び公的研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規程並びに使用ルールを遵守し、適正に行います。
- 2 公的研究費が国民の税金などによるものであることに注意を払い、効率的に使用することはもちろんのこと、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを自覚して公的研究費を使用します。
- 3 個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、公的研究費使用について行動する。
- 4 本誓約書に違反して、不正使用した場合、法的な責任を負担するものであることを認識し、これにより本学が被った一切の損害（訴訟関連費用を含む）について、その全額を賠償いたします。

岩国短期大学長 殿

平成 年 月 日

所 属

氏 名

印